

令和8年7月21日

社会福祉法人寿老福祉会に対する特別監査の経過について

1 法人の概要

法人名	社会福祉法人寿老福祉会
設立認可年月日	平成26年10月23日
所在地	東京都墨田区東墨田三丁目13番地4号
事業所の名称	特別養護老人ホーム寿老の里
経営する事業	社会福祉事業 1種 特別養護老人ホームを経営する事業 2種 老人短期入所事業を経営する事業

2 特別監査に至るまでの経緯

- 令和5年6月30日 届出計算書類等の法定届出期限だが、届出がなかった。
- 7月10日 一般監査の実施（8月24日）を決定した。
- 8月10日 法人資金流出について法人から口頭で報告があった。
- 8月24日 立入検査において、預金通帳等の出入金記録等により、法人資金の不正流出の疑いを確認した。
- 8月25日 一般監査から切り替えて特別監査の実施（9月14日）を決定した。

3 特別監査の経過

※ 改善勧告の発出及びその対応に係る箇所には、下線を引いている。

日付	区（所轄庁）	法人
令和5年9月14日	立入検査を実施	
10月23日	<u>社会福祉法第56条第4項の規定により改善勧告を発出（→別紙1）</u>	【報告期限：令和5年11月30日】
11月30日		<u>改善報告書の提出期限</u> <u>（提出されたが形式的な不備があり、再提出を指示）</u>
12月12日		<u>令和5年度末までに改善予定として改善報告書を提出</u>
令和6年3月15日	<u>令和5年度末までに改善が完了する見込みがなかったことから、改善報告書の再提出について通知</u>	【報告期限：令和6年5月10日】

5月10日		<u>改善報告書の再提出期限</u> <u>(提出されたが形式的な不備があり、再提出を指示)</u>
5月24日		<u>令和6年度末までに改善予定として改善報告書を提出 (→別紙2)</u>
6月18日	<u>特別監査の継続を決定し、再度改善勧告を发出 (→別紙3)</u>	【報告期限： (中間1回目) 令和6年9月25日 (中間2回目) 12月25日 (最終) 令和7年3月31日】
6月30日		届出計算書類等の法定届出期限 (法人から届出なし)
7月16日		(民事再生手続開始決定)
7月25日		届出計算書類等が提出されたが、不足書類、不備あり
7月31日	法人の運営管理に係る立入検査の実施(8月26日)を決定	
8月26日	立入検査を実施	
9月25日		<u>改善状況の1回目の中間報告期限</u> <u>(法人から10月末まで報告猶予の依頼あり)</u>
10月28日	法人の会計経理に係る立入検査の実施(12月3日)を決定	
10月31日	法人の運営管理に係る立入検査について指導監査結果通知を发出 (→別紙4)	【報告期限：令和6年12月2日】
		<u>改善状況の1回目の中間報告の猶予期限</u> <u>(法人から事情により来庁できず、改めて来庁する旨の連絡あり)</u>
11月5日		<u>法人が来庁(中間報告の提出はなかったため、改めて提出を指示)</u>
12月2日		指導監査結果通知(10月31日发出)に係る改善状況報告書の提出期限 (法人から提出なし)
12月3日	立入検査を実施	
12月5日	立入検査の追加実施(12月26日)を決定	

12月24日	立入検査に関連して質問書を送付	【回答期限：令和7年1月10日】
12月25日		<u>改善状況の2回目の中間報告期限</u> (法人から提出なし)
12月26日	立入検査を実施	
令和7年1月10日		質問書への回答期限 (法人から回答なし)
2月26日	<u>改善勧告に係る改善報告書等未提出の書類について提出するよう依頼</u>	【提出期限： (1) 改善勧告に係る改善報告書 (2) 指導監査結果通知（10月31日発出）に係る改善状況報告書 (3) 質問書への回答 (1) 令和7年3月31日 (2)・(3) 令和7年3月14日】
3月27日		<u>改善報告書を提出</u> （→別紙5） 質問書への回答を提出
4月15日	法人の会計経理に係る立入検査について指導監査結果通知を発出 (→別紙6)	【報告期限：令和7年5月30日】
5月30日		指導監査結果通知（4月15日発出）に係る改善状況報告書の提出期限 (法人から提出なし)
6月2日		指導監査結果通知（令和6年10月31日及び令和7年4月15日発出）に係る改善状況報告について、6月末までの報告猶予の依頼あり
6月13日	<u>社会福祉法第56条第5項の規定により改善勧告に従わない旨を公表</u> (→別紙7)	
6月30日		指導監査結果通知（令和6年10月31日及び令和7年4月15日発出）に係る改善状況報告を提出
7月10日	<u>改善報告書の再徴取について通知</u>	【報告期限： (中間) 令和7年10月10日 (最終) 令和8年1月23日】

7月10日	立入検査の実施(8月26日)を通知 (介護保険法に基づく施設・サービスの運営指導と合同で実施)	
7月16日	6月30日に提出された改善状況報告書に不備が多数あったため、改善状況報告書の再徴取について通知	【報告期限：令和7年8月8日】
8月8日		改善状況報告書を再提出
8月15日	再提出された改善状況報告書にも不備があったため、受理しないことを決定し、通知 8月26日に実施する立入検査において改善状況を確認できるよう準備を依頼	
8月26日	立入検査を実施	
10月7日	指導監査結果通知を发出(→別紙8)	【報告期限：令和7年11月7日】
10月10日		<u>改善状況の中間報告期限</u> <u>(法人から提出なし)</u>
11月7日		指導監査結果通知(10月7日发出)に係る改善状況報告書の提出期限 (法人から提出なし)
令和8年1月23日		<u>改善報告書の提出期限</u> <u>(法人から提出なし)</u>
3月13日		(民事再生手続廃止決定)
6月30日		(破産手続開始決定)
7月6日		解散の届出(7月2日付け)

1 令和5年8月24日及び同年9月14日の立入検査で確認した不適正な法人運営の内容

- (1) 多額の借財について、理事会の決議を受けた上で行われていなかった。
- (2) 債権譲渡契約について、理事会の決議を受けずに契約を締結していた。
- (3) 元理事長が、法人資産を原資として、自らが経営する会社等の負債の穴埋めを行うなど実質的に経済的利益を享受しており、元理事長が自らに対し特別の利益を供与していると認められた。
- (4) 所轄庁に提出された一部の議事録について、改ざんの形跡が認められた。

※ (1)から(4)まで以外の文書指摘事項は、令和5年度社会福祉法人指導監査結果のとおりである。

2 令和5年10月23日付けの改善勧告の内容

法人外への資金の流出は、元理事長による無断での預金通帳及び法人印の持ち出し、パスワードの変更、会計担当者への支払の根拠のない振込の指示等により行われたものであったこと、また、これらは理事長等の職務の監視を担う理事会のチェック機能が働かない状況で実行されており、法人の運営は著しく適正を欠くものであったと認められたことから、次に掲げる事項について改善措置を講じるよう勧告した。

(1) 利益供与となる金額の確定と回収策

寿老福祉会が負担すべき経費と元理事長が負担すべき経費を区別し、寿老福祉会が負担すべきでない金額を確定させるとともに、回収策を講じること。

(2) 再発防止の取組

ア 財務管理体制の再構築

本事案発生の一因ともなった財務管理体制の不備について改めて検証を行い、法人及び施設の会計処理に内部牽制が働くよう、財務管理体制及び事務手続を見直し、経理規程に基づく会計処理を徹底すること。

イ 内部管理体制の強化

法人理事会において、令和4年度中に不正な支出が確認されいながら、財務管理に識見を有する者として選任された監事が連続して欠席している等により、本件事案に迅速な対応ができなかった等、内部管理体制が十分に機能しなかった実態を踏まえ、内部管理体制の整備運用を図ること。

令和6年5月24日に法人から提出された改善報告書の主な内容

改善事項	主な改善内容	改善時期
利益供与となる金額の確定と回収策	・ 捜査、裁判の結果を踏まえ、最終的な金額の確定をする。 ・ 弁護士と回収策について検討する。	令和6年度末まで
再発防止の取組 ア 財務管理体制の再構築 イ 内部管理体制の強化	・ 理事であった公認会計士によりデューデリジェンスを実施し、財務調査報告書及び再生計画案を作成した。 ・ スポンサー候補との打合せを行っており、契約締結後にスポンサーの意向も踏まえ、財務管理、内部管理体制の強化を図る。 ・ 預金通帳、法人印等は、全て寿老福祉会の金庫で保管し、直近の給食委託契約等大きな金額の契約は全て理事会の決議を取っている。 ・ 理事会の欠席が続いていた監事は交代した。	一部改善済み 令和6年度末まで

令和6年6月18日付け改善勧告の内容

法人から改善報告を受けたが、改善勧告に係る措置が十分に講じられているとは認められないため、次のとおり再勧告した。

- (1) 令和5年10月23日付けの改善勧告（以下「前回勧告」という。）(1)（利益供与となる金額の確定と回収策）に関し法人として調査し、確定した利益供与となる資金の額及びその内訳並びに当該資金の回収策及びその結果を明らかにすること。
- (2) 前回勧告(2)ア（利益供与となる金額の確定と回収策）に関し経理規程の遵守状況について改めて検証し、当該規程にのっとりた会計処理が徹底されるよう十分な検討を経た上で措置を講じること。
- (3) 前回勧告(2)イ（内部管理体制の強化）に関し再生手続に向けたスポンサー候補の選定にかかわらず、法人において評議員会、理事会、監事等の各機関がそれぞれ求められる牽制を働かせられるよう内部管理体制の強化を図ること。

令和 6 年 8 月 2 6 日の指導監査結果（運営管理）

文書による指摘の有無	有
文書による指摘の内容	・ 法令又は定款に定められた方法により評議員の選任が行われていないので、是正すること。（再指摘事項） ・ 評議員として選任された者について「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として、定款及び評議員の選任に関する規程に基づく適正な手続による選任がされていないので、是正すること。 ・ 評議員について、就任承諾書等で就任の意思表示があったことを確認できないので、是正すること。（再指摘事項） ・ 評議員になることができない者が選任されているので、是正すること。 ・ 評議員の選任手続において、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと等について法人において確認がされていないので是正すること。（再指摘事項） ・ 在任する評議員の人数が定款で定めた理事の員数及び在任する理事の人数を超えていないので、是正すること。 ・ 評議員会の日時、場所等が理事会の決議により定められていないので、是正すること。（再指摘事項） ・ 評議員会の 1 週間前までに評議員に招集通知を発していないので、是正すること。（再指摘事項） ・ 議事録の必要事項が記載されていないので、是正すること。（再指摘事項） ・ 理事の選任が法令に定める適正な手続により行われていないので、是正すること。 ・ 理事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できないので、是正すること。（再指摘事項） ・ 理事を選任する議案を決議するに際し、候補ごとに決議が行われていないので、是正すること。 ・ 理事の選任手続において、理事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること。（再指摘事項） ・ 欠席が継続している理事がいるので、是正すること。（再指摘事項） ・ 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないので、是正すること。（再指摘事項）

	・ 監事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できないので、是正すること。(再指摘事項) ・ 監事の選任手続において、監事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること。(再指摘事項) ・ 監事を選任する議案を決議するに際し、候補ごとに決議が行われていないので、是正すること。 ・ 正当な理由なく理事会に2回以上続けて欠席した監事があるので、是正すること。(再指摘事項) ・ 正当な理由なく監事の全員が欠席した理事会があるので、是正すること。(再指摘事項) ・ 監事に対して法人の計算書類等作成業務を委託することを評議員会で決議しているため、是正すること。 ・ 監事に選任されていない者が、監事監査を行っているのでは是正すること。 ・ 理事及び監事的全員に期限までに理事会の招集通知が発出されていないので、是正すること。(再指摘事項) ・ 招集通知が省略された場合に、理事及び監事的全員の招集手続省略に係る同意が確認できないので是正すること。 ・ 議案について特別な利害関係を有する理事が議決に加わっているので、是正すること。 ・ 議案について特別な利害関係を有する理事がいないことを法人が確認していないので、是正すること。 ・ 理事会の決議を要する事項について決議が行われていないので、是正すること。 ・ 理事長が理事会において、定款の定めるところにより毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上職務執行に関する報告をしていないので、是正すること。(再指摘事項) ・ 理事長以外の理事が理事会を招集しているため、是正すること。 ・ 定款細則において定められた時期に理事会が開催されていないので、是正すること。 ・ 利益相反取引があった際に、取引における重要な事実を理事会に報告したことが確認できないので、是正すること。 ・ 法人が社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されていないので、是正すること。 ・ 必要な書類等の備置きがされていないので、是正すること。 ・ 指導監査時点において、期限までに変更登記が行われておらず、か
--	--

	つ、変更登記の手続が行われていないので、是正すること。(再指摘事項)
所轄庁が指導監査結果通知を発出した日	令和6年10月31日

※ この指導監査結果は、社会福祉法人寿老福祉会の法人運営に関するものである。(法人が経営する施設・サービスに対する検査結果ではない。)

令和 7 年 3 月 2 7 日に法人から提出された改善報告書の主な内容

改善事項	主な改善内容	改善時期
利益供与となる金額の確定と回収策	令和 6 年度決算において、被害額を確定し、その処理を行う。 回収策に関し、捜査によると、元理事長に財産的価値があるものはないと報告されている。	継続
再発防止の取組 ア 財務管理体制の再構築 イ 内部管理体制の強化	ア「財務管理体制の再構築」については、令和 7 年 2 月から理事長が施設長を兼務し、組織内の指示命令系統の見直し、法人規程等の見直しを図っている。当法人理事でもある税理士に試算表等資料作成や財務管理を依頼している。 イ「内部管理体制の強化」については、当法人評議員会、理事会、監事等の各機関が牽制を働かせられるよう、体制強化を進めている。理事の一部交代を行い新体制で内部管理の徹底を実施している。評議員については、大手介護事業者としての高い見識を持ち、厳しい組織運営をしている方に、当法人運営への御協力をお願いしている。 理事会、評議員会の開催においては、欠格事由に該当する委員を交代し、欠席が続いていた委員の会議参加を指示し、継続して参加していただいている。	一部改善済み 令和 6 年度末まで

令和6年12月3日及び26日の立入検査並びに質問書による指導監査結果（会計経理）

文書による指摘の有無	有
文書による指摘の内容	・ 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から賃借している場合に、地上権又は賃借権の登記が適正になされていないので、是正すること。 ・ 経理規程等に定めるところにより事務処理が行われていないので、是正すること。（一部再指摘事項） ・ 作成すべき計算書類が作成されていないので、是正すること。（再指摘事項） ・ 資金収支予算書が定款等に定める手続により作成されていないので、是正すること。（再指摘事項） ・ 会計基準に則した会計処理が行われていないため、是正すること。 ・ 会計帳簿を整備していないので、是正すること。 ・ 会計帳簿がその閉鎖の時から10年間保存されていないので、是正すること。 ・ 計算書類における各勘定科目の金額と主要簿が一致しないので、是正すること。 ・ 把握された注記すべき事項が注記されていないので、是正すること。 ・ 拠点区分の注記が作成されていないため、是正すること。 ・ 作成すべき附属明細書が作成されていないので、是正すること。（再指摘事項） ・ 附属明細書の記載内容に誤りがあるため、是正すること。 ・ 経理規程に定めるところにより債務残高の確認が行われていないため、是正すること。 ・ 多額の借財について理事会の決議を受けた上で行われていないので、是正すること。（再指摘事項）
所轄庁が指導監査結果通知を発出した日	令和7年4月15日

※ この指導監査結果は、社会福祉法人寿老福祉会の法人運営に関するものである。（法人が経営する施設・サービスに対する検査結果ではない。）

令和 7 年 6 月 13 日付けの社会福祉法第 56 条第 5 項の規定による公表内容

区が所轄庁である社会福祉法人寿老福祉会については、令和 5 年度の監査において元理事長による法人資金の外部流出を確認し、また、当該法人の運営は著しく適正を欠くものであったと認められたため、社会福祉法第 56 条第 4 項の規定により、改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告を行いました。が、期限内に是正又は改善措置等が図られないことから、同条第 5 項の規定によりその旨を公表した。

1 当該法人について

法人名 社会福祉法人寿老福祉会
所在地 墨田区東墨田三丁目 13 番地 4 号
実施事業 特別養護老人ホームを経営する事業
老人短期入所事業を経営する事業

2 勧告について

(1) 勧告日

令和 5 年 10 月 23 日

(2) 勧告に対する改善報告期限

令和 5 年 11 月 30 日

(3) 改善報告の状況

- ・ 当該法人から令和 5 年 11 月 30 日に改善報告書の提出があったが、形式的な不備があったため、再提出を指示したところ、同年 12 月 12 日に令和 5 年度末までに改善予定とする改善報告書が提出された。
- ・ 令和 5 年度末までに改善が完了する見込みがなかったことから、令和 6 年 3 月 15 日に、同年 5 月 10 日を期限として改善報告書の再提出について通知した。
- ・ 当該法人から令和 6 年 5 月 10 日に改善報告書の提出があったが、形式的な不備があったため、再提出を指示したところ、同月 24 日に令和 6 年度末までに改善予定とする改善報告書が提出された。

3 再勧告について

(1) 勧告日

令和 6 年 6 月 18 日

(2) 勧告に対する改善報告期限

令和 7 年 3 月 31 日

ただし、令和 6 年 9 月 25 日及び令和 6 年 12 月 25 日を報告期限として、それぞれ改善状況の中間報告を行うことを指示した。

(3) 改善報告の状況

当該法人から、令和7年3月27日に改善報告書の提出があった。

なお、中間報告は行われなかった。

4 勧告の内容及び改善の状況（令和7年3月27日時点）

(1) 利益供与となる金額の確定と回収策

勧告内容に係る事項	
令和5年10月23日付け勧告	寿老福祉会が負担すべき経費と元理事長が負担すべき経費を区別し、寿老福祉会が負担すべきでない金額を確定させるとともに、回収策を講じること。
令和6年6月18日付け再勧告	法人として調査し、確定した利益供与となる資金の額及びその内訳並びに当該資金の回収策及びその結果を明らかにすること。
改善等の状況	
令和6年度の決算時に利益供与となる資金の額の確定を行う予定であること、及び元理事長から資金の回収の見込みはないことが報告された。	

(2) 再発防止の取組

勧告内容に係る事項	
令和5年10月23日付け勧告	ア 財務管理体制の再構築 本事案（※）発生の一因ともなった財務管理体制の不備について改めて検証を行い、法人及び施設の会計処理に内部牽制が働くよう、財務管理体制及び事務手続を見直し、経理規程に基づく会計処理を徹底すること。 ※ 法人資金の外部流出 イ 内部管理体制の強化 法人理事会において、令和4年度中に不正な支出が確認されていながら、財務管理に識見を有する者として選任された監事が連続して欠席している等により、本件事案に迅速な対応ができなかった等、内部管理体制が十分に機能しなかった実態を踏まえ、内部管理体制の整備運用を図ること。
令和6年6月18日付け再勧告	前回勧告アに関し経理規程の遵守状況について改めて検証し、当該規程にのっとりた会計処理が徹

	底されるよう十分な検討を経た上で措置を講じること。 前回勧告イに関し再生手続に向けたスポンサー候補の選定にかかわらず、法人において評議員会、理事会、監事等の各機関がそれぞれ求められる牽制を働かせられるよう内部管理体制の強化を図ること。
改善等の状況	
・ 預金通帳及び法人印は、法人において管理されるようになった。 ・ 組織内の指示命令系統の見直しをしたと報告があったが、具体的に講じた措置は示されていない。経理規程の遵守状況についての検証は行われておらず、経理規程にのっとった会計処理が徹底されていない。 ・ 評議員、理事及び監事等の各機関については、欠席が続いていた監事、欠格事由に該当する評議員を交代するなど見直しを図っているが、令和6年度においても監事の全員が欠席した理事会があり、また、2回連続して理事会を欠席している理事がいた。役員等の選任手続、理事会の運営等についても改善が必要と認められる事項を指導監査で指摘している。 ・ 役員等に対し勧告等の内容及び改善に向けた対応について、十分な説明等を行っていることが確認できず、改善措置が十分に講じられない状態が継続している。	

5 所轄庁としての区の評価

当該法人に対しては、勧告において、財務管理体制の再構築及び内部管理体制の強化を求めていたが、指定した期日までに改善に至っていない。

この間、当該法人が再建過程にあること等の事情を考慮し、2度にわたる勧告により期限を延伸してきたが、改善状況の中間報告はなく、また、財務管理体制の不備についての検証、内部管理を十分に機能させるための体制整備等必要な措置がとられているとは判断できない。

これらのことから、改善に真摯に取り組んでいるとは評価できないため、勧告に従わない法人として、社会福祉法第56条第5項の規定による公表が必要と判断した。

6 今後の区の対応について

法人所轄庁として、当該法人に対し速やかな改善を求めるとともに、社会福祉法等関係法令を遵守した適正な法人運営を指導する。

なお、今後も勧告事項の改善が図られない場合は、社会福祉法第56条第6項の規定による改善命令を行う。

【参考】社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）

（監督）

第56条

- 4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置（役員の解職を除く。）をとるべき旨を勧告することができる。
- 5 所轄庁は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた社会福祉法人が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 6 所轄庁は、第4項の規定による勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。

令和 7 年 8 月 2 6 日の指導監査結果

文書による指摘の有無	有
文書による指摘の内容	・ 法令又は定款に定められた方法により評議員の選任が行われていないので、是正すること。(一部再指摘事項) ・ 議事録の必要事項が記載されていないので、是正すること。(再指摘事項) ・ 理事会で評議員会の日時、場所、議案等が決議される前に評議員会の招集通知を発出しているため、是正すること。 ・ 欠席が継続している理事がいるので、是正すること。(再指摘事項) ・ 理事会への欠席が継続している監事がいるので、是正すること。(再指摘事項) ・ 正当な理由なく監事の全員が欠席した理事会があるので、是正すること。(再指摘事項) ・ 理事会の決議を要する事項について決議が行われていないので、是正すること。(再指摘事項) ・ 理事長が理事会において、定款の定めるところにより毎会計年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上職務執行に関する報告をしていないので、是正すること。(再指摘事項) ・ 定款細則に定めるところにより理事会が開催されていないため、是正すること。(一部再指摘事項) ・ 国又は地方公共団体以外の者から賃借している社会福祉事業の用に供する土地について、有効な賃貸借契約を締結していないので、是正すること。(再指摘事項) ・ 経理規程に定めるところにより事務処理が行われていないので、是正すること。(一部再指摘事項) ・ 会計処理の基本的取扱いに合わない会計処理を行っているので、是正すること。 ・ 作成すべき計算書類が作成されていないので、是正すること。(再指摘事項) ・ 資金収支予算書が定款等に定める手続により作成されていないので、是正すること。(再指摘事項) ・ 予算とその執行に軽微な範囲とはいえない乖離があるが、補正予算が編成されていないので、是正すること。 ・ 減価償却を行わなければならない有形固定資産について、減価償却が

	行われていないので、是正すること。 ・ 会計帳簿等を整備していないので、是正すること。(一部再指摘事項) ・ 会計帳簿がその閉鎖の時から10年間保存されていないので、是正すること。(再指摘事項) ・ 注記事項について計算書類の金額と一致していないので、是正すること。 ・ 拠点区分の注記が作成されていないため、是正すること。(再指摘事項) ・ 附属明細書が関係通知に則して作成されていないため、是正すること。 ・ 契約を適正な方法により行っていないので、是正すること。
所轄庁が指導監査結果通知を発出した日	令和7年10月7日

※ この指導監査結果は、社会福祉法人寿老福祉会の法人運営に関するものである。(法人が経営する施設・サービスに対する検査結果ではない。)